



平成18年5月18日

各位

会社名 **株式会社 J ストリーム**  
本社所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目2番18号  
代表者氏名 代表取締役社長 白石 清  
(コード番号: 4308 東証マザーズ)  
問い合わせ先 執行役員広報IR室長 保住 博史  
電話 03-4363-7100

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第9期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款の変更を行うものであります。

- (1) 会社法施行に伴い、定款に定めのあるものとみなされる事項を定めるものであります。
  - ・取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の規定(変更案第4条)
  - ・株券を発行する旨の規定(変更案第7条)
  - ・株主名簿管理人を置く旨の規定(変更案第9条)
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号、平成17年2月1日施行)に基づき、公告閲覧の利便性の向上を図ることを目的として、当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)
- (3) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供をできるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第14条)
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第22条)
- (5) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、それぞれの責任を法令の範囲内に限定することを可能とするため、また独立性の高い優秀な人材の登用を容易にできるよう、社外取締役及び社外監査役の責任を法令の範囲内に限定する契約の締結を可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第25条、第32条)
- (6) 将来の資本政策に備えて、発行可能株式総数を550,000株に変更するものであります。(変更案第6条)
- (7) 役付取締役に取締役会長、取締役副会長を新設するものであります。(変更案第23条)
- (8) 上記のほか、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月28日
定款変更の効力発生日	平成18年6月28日

以上

(別紙)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第1条 当社は、株式会社Jストリームと称し、 英文では、J-Stream Inc. と表示する。	(商号) 第1条 (現行通り)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. インターネットを利用した画像データ、音声データの提供サービス業 2. インターネットを利用した広告業 3. コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの開発・販売 4. インターネットを利用した各種情報提供サービス業 5. インターネットに関する技術指導・コンサルティング 6. 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 (現行通り)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行通り)
(新設)	(機関) 第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株 式 及 び 端 株	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、 <u>243,000株とする。</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>550,000株とする。</u>
(新設)	(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
(自己株式の取得) 第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u>	(削除)
(株式取扱規程) 第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、 <u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u>	(株式取扱規程) 第8条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、 <u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>
(名義書換代理人) 第8条 当社は、 <u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> ② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u>	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、 <u>株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>

<p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(基準日) 第9条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>(招集の時期) 第10条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>② <u>株主総会は、本店の所在地若しくはこれに隣接する地又は、東京都区内においてこれを招集する。</u></p>	<p>(招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(開催場所) 第11条 <u>当社は、東京都において株主総会を開催する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第12条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(招集権者及び議長) 第11条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

<p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) 第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役が記名押印する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第15条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(選任) 第16条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ 取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> ② <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ③ <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第17条 (現行通り)</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第22条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
--	---

<p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 <u>取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定める。</u> ② <u>取締役会の決議により、取締役社長1名を定めるほか、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第20条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2 <u>当会社は、取締役会の決議をもって取締役社長1名を含め、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(報酬等) 第24条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第25条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>(員数) 第21条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任) 第22条 監査役は、株主総会において選任する。 ② <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第23条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第24条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会) 第25条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第26条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(員数) 第26条 (現行通り)</p> <p>(選任方法) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第28条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第30条 (現行通り) 2 (現行通り)</p> <p>(報酬等) 第31条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期) 第27条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第28条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当) 第29条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び毎年9月30日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第30条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 ② 未払配当金には、利息を付けないものとする。</p>	<p>(監査役の実任免除) 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第35条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 (削除)</p>
--	---